地域がん診療拠点病院について

当院は、平成 20 年 2 月に厚生労働省より、「地域がん診療連携拠点病院」として指定をうけました。このことから、院内がん登録への取り組みを行っています。

院内がん登録について

院内がん登録とは、病院のがん診療がどのように行われているかを明らかにするため「がん登録等の推進に関する法律」および「院内がん登録の実施に係る指針」に基づき行われている事業です。院内がん登録とは、病院のがん診療がどのように行われているかを明らかにするため「がん登録等の推進に関する法律」および「院内がん登録の実施に係る指針」に基づき行われている事業です。

当該施設でがんと診断・治療された患者さんについて、がんの情報（部位・組織型・治療内容など）・予後情報を収集し登録する仕組みです。 当院では 2007 年（平成 19 年）症例から「院内がん登録標準登録様式」に則ってがん登録実務者（診療情報管理士）が登録を行っています。収集された情報は、各診療科への提供、国立がん研究センターでの全国集計、全国がん登録・福島県悪性新生物（がん）登録事業（地域がん登録）などへ提供することで、当院や福島県・国でのがん診療の実態の把握・がん診療の質の向上、がん患者さんへの支援などに役立てることができます。

また、登録情報をもとに予後調査（生存確認調査）を実施し、生存率の把握をすることもできます。予後調査について、院内で情報把握ができない場合は国が定める機関または当院にて住民票照会による生存確認調査を実施します。登録データに関わる個人情報の取扱いについては、当院の個人情報保護規程に基づき情報漏洩のないよう最大限の注意を払っております。患者さんからのお申し出がない場合には、ご同意を頂けたものとして取り扱わせて頂きますのでご了承ください。この事業への患者さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。